

## 令和5(2023)年度 第1回みよし市まちづくり審議会 次第

と き：令和5(2023)年4月20日(木)

午後1時30分から

ところ：みよし市役所

4階 401会議室

1 あいさつ

2 審議事項

みよし市まちづくり土地利用条例の施行状況に関する事項

(条例第10条第2項第5号に基づく審議)

## みよし市まちづくり審議会 委員名簿

(敬称略)

職名	氏名	備考
会長	長屋 貢 嗣	弁護士（自治体法務、教育・スポーツ法務等）
副会長	昇 秀 樹	名城大学教授（行政学、地方自治論）
委員	光飛田 透 子	弁護士（不動産取引、相隣関係・企業法務等）
委員	宮崎 幸 恵	東海学園大学名誉教授（都市計画、住居学）
委員	村田 尚 生	愛知学院大学准教授（都市計画、空間計画）

## 事務局名簿

職名	氏名	備考	
都市建設部長	久野 恭 司		
都市建設部次長	舟橋 伸 幸		
都市計画課	課長	近藤 健	
	副主幹	岡本 祐 嗣	
	副主幹	原田 賢 吾	市民課から異動
	主査	成瀬 康 博	

# 令和4(2022)年度みよし市まちづくり土地利用条例の施行状況

みよし市まちづくり土地利用条例の施行状況（令和4(2022)年4月1日～令和5(2023)年3月31日受付分）は、次のとおりです。

## 1 特定開発事業

### (1) 受付件数及び処理状況等

#### ① 構想届出書 単位：件

受付件数	処 理 状 況		
	開発計画書が提出された	開発計画書が提出されていない	取下げ
9	9	0	0

#### ② 開発計画書 単位：件

受付件数	処 理 状 況				助言・勧告の有無の通知までの平均日数
	助言・勧告しない	助言・勧告する	手続き中	取下げ	
37	34	0	3	0	44.1

上表の内、意見書の提出及び公聴会の請求がなされた件数	意見書の提出	公聴会開催請求
	1	0

#### ③ 協議後開発計画書 単位：件

助言・勧告しないとした件数	処 理 状 況				協議後開発計画書が提出されていない	命令の有無の通知までの平均日数
	中止・変更等の命令をしない	中止・変更等の命令をする	手続き中	取下げ		
34	34	0	0	0	0	53.5

変更開発計画書及び措置実施計画書の提出がなされた件数	変更開発計画書の提出	措置実施計画書の提出
	1	0

※1：変更内容 開発区域の変更1件

#### ④ 工事完了届 単位：件

命令をしないとした件数	処 理 状 況				開発計画書受付から検査結果通知までの平均日数	工事完了届受付から検査結果通知までの平均日数
	検査済証の交付	手続き中	取下げ	事業中		
34	6	0	0	28	243.0	4.5

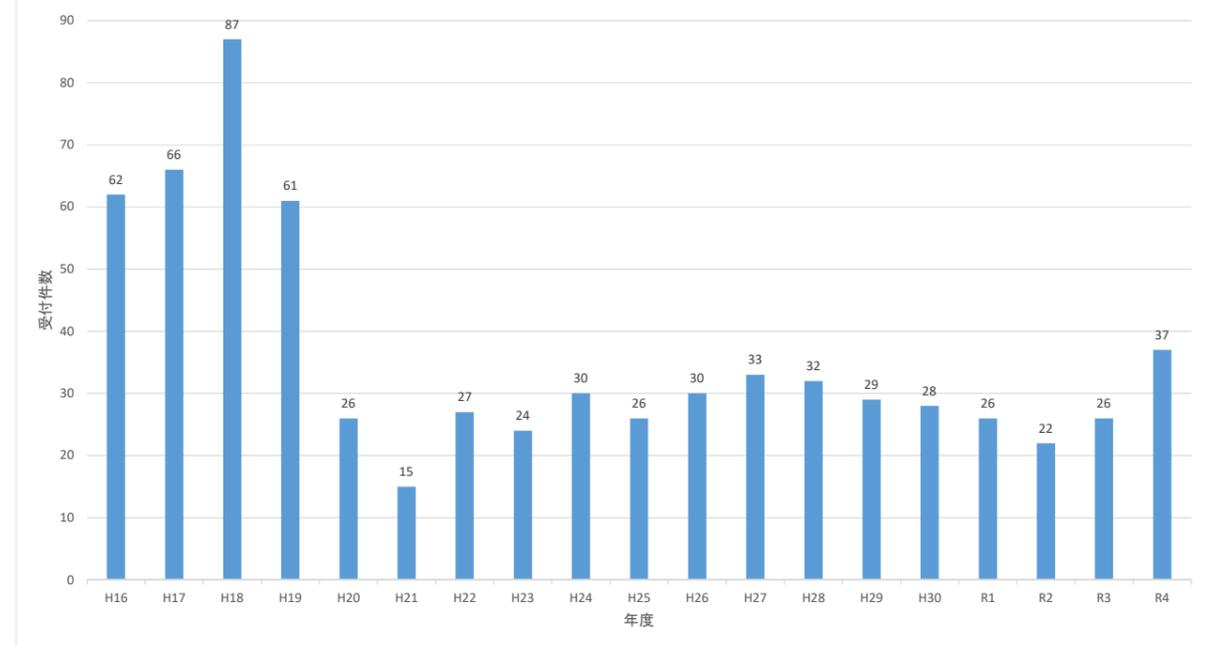
上表の内、工事の停止等の命令がなされた件数
0

### (2) 特定開発事業（開発計画書が提出された案件）の内容 単位：件

土地利用誘導区域	内容	宅地造成	共同住宅	工場・倉庫	店舗	駐車場	農地改良	その他※1	合計
住環境保全区域A			1						1
住環境保全区域B			4			1			5
住環境保全区域B・教育環境保全区域			1						1
住環境保全区域C			1		1				3
住環境保全区域C・教育環境保全区域			1						1
住環境保全区域C・集落居住区域			1						1
農業保全区域				1				5	6
農業保全区域・教育環境保全区域				1					1
農業保全区域・防災調整区域								1	1
集落居住区域		2	2						5
集落居住区域・教育環境保全区域								1	1
集落居住区域・防災調整区域		1							1
教育環境保全区域				1	1				2
指定なし				6	1			1	8
合計		3	11	9	3	2	0	9	37

※1：その他 農業保全区域：社会福祉施設の建築 3件、神社仏閣の建築、資材置き場の整備  
 農業保全区域・防災調整区域：診療所の建築  
 集落居住区域：資材置き場の整備  
 集落居住区域・教育環境保全区域：社会福祉施設の建築  
 指定なし：水素ステーションの建築

特定開発事業における各年度の受付件数



## 2 小規模開発事業

### (1) 受付件数及び処理状況

単位：件

受付件数	処 理 状 況			
	助言・勧告しない	助言・勧告する	手続き中	取下げ
45	45	0	0	0

### (2) 小規模開発事業の内容

単位：件

土地利用誘導区域	内容	戸建て住宅	共同住宅	工場・倉庫	店舗	駐車場	農地改良	その他※1	合計
住環境保全区域A		18	2						20
住環境保全区域A・教育環境保全区域		4							4
住環境保全区域B・教育環境保全区域			2						2
住環境保全区域C						1			1
住環境保全区域C・教育環境保全区域			1						1
住環境保全区域C・集落居住区域・農業保全区域・教育環境保全区域							1		1
農業保全区域							3	2	5
農業保全区域・教育環境保全区域								1	1
集落居住区域				2	1	1		1	5
集落居住区域・教育環境保全区域						2		1	3
防災調整区域						1		1	2
合計		22	5	2	1	5	4	6	45

※1：その他 農業保全区域：農業用倉庫の建築、土地改良施設（道路及び水路）の改修  
 農業保全区域・教育環境保全区域：工所用現場事務所の建築  
 集落居住区域：資材置き場の整備  
 集落居住区域・教育環境保全区域：社会福祉施設の建築  
 防災調整区域：資材置き場の整備

## 3 その他条例に基づく市長の事務に関する事項

### (1) みよし市まちづくり土地利用条例第45条

（特定開発事業を実施しようとする場合における第5章及び第6章の規定の適用）

単位：件

件 数	処 理 状 況	特定開発事業の内容	事業者（公的な団体）
0			